

障害者の技術向上支援に係るモデル事業実施要綱

1 事業の目的

障害者の技術向上支援に係るモデル事業は、就労継続支援B型事業所等を利用する障害者に対し、様々な分野で活躍する一流の専門家による技術指導を行うことにより、当該障害者に一流の技術を身につけさせるとともに、当該就労継続支援B型事業所等における工賃の向上及び一般就労への移行促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、社会福祉法人その他の法人格をもつ団体（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施にあたっては、複数の法人で連携して実施することも可とする。

3 事業内容

事業内容は次の通りとし、実施団体は（１）から（３）の事業を必ず行うものとする。

（１）障害者の技術向上に向けた養成プログラムの策定

障害者の技術向上を図る分野（例：スウィーツ製造、パン製造、木工品製造など）を決定し、当該分野における障害者の技術向上に向けた養成プログラムを策定する。養成プログラムには、同プログラムの目的、目的を達成するために開催する講習会の内容（講師、技術指導の内容、回数、募集人員、会場等）、成果目標等を盛り込む。

（２）講習会の開催

ア 講師の選定、招聘

講習会において障害者への技術指導を行う講師を選定、招聘する。

イ 講習会の具体的な内容の決定

講師と調整の上、講習会の具体的な内容（技術指導の目標、方法、回数、募集人員等）を決定する。

ウ 会場の確保

講習会を実施する会場を確保する。なお、講習会の開催に当たっては、講習会場から映像を配信することにより、複数の会場で同時に行うことも可とする。

エ 参加障害者の募集

就労継続支援B型事業所等を通じて、講習会の受講を希望する障害者を募集する。

オ 成果発表会の開催

講習会の全日程終了後、修了式とともに成果発表会を行う。

(3) 成果の報告

事業の成果、成果を踏まえた今後の取組等を取りまとめ、評価委員会の場において発表するとともに国へ提出し、その内容を公表するものとする。

(4) モデル事業連携事務局の設置

本事業の実施にあたり、モデル事業連携事務局を1箇所設置することとし、当該事務局においては、実施団体間の連絡調整、情報共有、意見交換などを行うことにより、各実施団体におけるモデル事業の円滑な実施を図るものとする。

なお、モデル事業連携事務局は、実施団体の中から1団体を選定して設置する。

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

5 事業採否の決定方法

本事業の実施団体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。